

税についての作文

名寄税務署長賞など

6人が入賞

国税庁と全国納税貯蓄組合連合会が主催する、中学生の「税についての作文」について

下川町も共催し募集を行いました。これは、将来を担う中学生の皆さんが、身近に感じた税に関する事、学校で学んだ税に関する事、テレビや新聞で知った税の話などを題材とした作文を書くことで、税についての関心を持ち、正しい理解を深めていただくことを趣旨として行われているもので、下川町からは、下川中学校3年生22人の応募があり、次の優秀作6品を選考し、表彰及び記念品の贈呈を行いました。

名寄税務署長賞

斎藤 丈喜 さん

下川町優秀賞

松岡 杏奈 さん
山本 須奈 さん
山本 将 さん
山本 乃 さん
山本 愛 さん
佐藤 希 さん
佐藤 愛 さん



名寄税務署長賞

「自然環境と税金」



下川中学校三年 斎藤 丈喜

近年、自然環境の悪化が国際問題となつていきまが、日本はどのような動きを始めていけるのでしょうか。日本の行動の一つとして、平成三十一年三月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立しました。これにより、「森林環境税」及び「森林環境譲与税」が創設された。森林環境税創設の主な趣旨としては、温室効果ガス排出削減の目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要となる地方財源を安定的に得るために、創設された。また、森林環境税は、令和六年度から国税として一人年額千円を市町村が徴収することとされています。私はこの税の制度をみ

て、いくつもの疑問が生まれました。一つ目に、一つの市町村でどのくらいのお金を使い、森林の整備をしているのか。二つ目に、水や空気などの自然が生みだしてくれたものを、いつまでも無料であるものとしていて良いのか。という疑問です。一つ目の疑問に対して、私の住んでいる下川町は約九割が森林で、その森林整備には約一億円以上の額を毎年使っています。そして、この大部分は、税金でまかなわれています。二つ目の疑問に対して、これからの時代は森林を増やして、清潔な水を量を増やすために多額の費用をかけて森林を整備しなくては行かなくなるため、水や空気を無償で使うことが生活にはいかないと世の中になるのではと予想します。森林環境税の主旨からすると、私はこう思います。森林環境税の制度によって、今、世界各国が持続可能な社会を作り出すための目標として掲げている「SDG」としての「十三・気候変動に具体的な対策を」「十四・海の豊かさを守ろう」「十五・陸の豊かさを守ろう」

などの項目の目標達成に近づけると考えます。また、私は、森林環境税についてもっとたくさんの人々に周知させることで、さらに自然環境の改善や税についての関心も高まると考えます。税金というものは一定の人から徴収するものではありませんが、日本に住む人、ひとりひとりから受けとるものです。ということは、日本に住む人々全員が力を合わせて物事を成しとげていくことと変わりないと思います。このことから、「森林環境税」は、ひとりひとりがしっかりと税金を負担することによって、これからの未来、温室効果ガス排出削減や地球温暖化防止などの自然環境をより良くする政策や公共事業、「SDGs」の目標の達成に税を通して参加することができると考えます。中学生の私達が税について学び始め、理解することで日本の将来や世界を、様々な面で大きく変えることができると思います。そんな力を持っていると、知ってほしいなと思います。

お問い合わせ

税務住民課 税務収納グループ
☎ 4-2511 内線 113 ☆ 4-251103